

資料5 測量・建設コンサルタント等の共通・選択必要書類のたき台

資料 5

- ・ 公的機関が発行する書類については、申請日以前から3か月以内のものを有効とする。
- ・ 設定団体欄のピンク着色箇所は、物品・役務等の共通・選択必要書類とされているものであり、国のみが必要書類としているもの（構成員は必要書類としていないもの）。
- ・ 設定団体欄のオレンジ着色箇所は、物品・役務等の共通・選択必要書類とされているものであり、構成員のうち1団体のみが設定しているもの。

| | 必要書類 | 事業者 特定情報 | 適正性審 査・格付け 情報 | 抽出 | 共通 | 選択 | 設定団体 ※類似の項目や記載内容一部を 設定している団体も含む | 論点 |
|-----------------------------|--|-------------|---------------------|------|----|----|---|----|
| 法人のみ (申請者が組合の場合は組合に係るもの) | 1 登記事項証明書 | ○ | | ① i | ○ | | 全団体 | |
| | 2 納税証明書その3の3(国税) | | ○ | ② i | | ○ | 物品・役務、国、長野県、滋賀県、名古屋市、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 | |
| | 3 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税) | | ○ | ② i | | ○ | 物品・役務、長野県、粕屋町、GovTech東京、山梨県市町村総合事務組合 | |
| | 4 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) | | ○ | ② i | | ○ | 物品・役務、長野県、名古屋市、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 | |
| | 5 直前々年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) | | ○ | ② i | | ○ | 物品・役務、滋賀県、GovTech東京 | |
| | 6 直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) | | ○ | ② i | | ○ | 物品・役務、国、長野県、滋賀県、名古屋市、盛岡市、粕屋町、GovTech東京 | |
| | 7 直前年度決算に係る財務諸表(個別注記表) | | ○ | ② i | | ○ | 物品・役務、国、滋賀県 | |
| | 8 直前年度決算に係る財務諸表(株主資本等変動計算書) | | ○ | ② ii | | ○ | 国、長野県、盛岡市 | |
| 個人のみ | 9 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※個人で商号登記をしている場合に提出。 | ○ | | ② iv | | ○ | 物品・役務、GovTech東京 | |
| | 10 身分証明書(身元証明書) | | ○ | ② i | | ○ | 物品・役務、長野県、名古屋市、盛岡市、GovTech東京、山梨県市町村総合事務組合 | |
| | 11 登記されていないことの証明書 | | ○ | ② i | | ○ | 物品・役務、長野県、名古屋市、GovTech東京 | |
| | 12 納税証明書その3の2(国税) | | ○ | ② i | | ○ | 物品・役務、国、長野県、滋賀県、名古屋市、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 | |
| | 13 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税) | | ○ | ② i | | ○ | 物品・役務、長野県、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 | |
| | 14 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) | | ○ | ② i | | ○ | 物品・役務、長野県、滋賀県、名古屋市、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 | |
| | 15 直前々年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前々年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。 | | ○ | ② i | | ○ | 物品・役務、滋賀県、GovTech東京 | |
| | 16 直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。 | | ○ | ② i | | ○ | 物品・役務、国、長野県、滋賀県、名古屋市、盛岡市、GovTech東京 | |

| | 必要書類 | 事業者 特定情報 | 適正性審 査・格付け 情報 | 抽出 | 共通 | 選択 | 設定団体 ※類似の項目や記載内容一部を 設定している団体も含む | 論点 | |
|---------------------------------------|--|-------------|---------------------|------|----|-----------------------------|---------------------------------------|---|---|
| 法人・個人共通 | 17 委任状(行政書士への申請の委任) | ○ | | ① i | ○ | | 物品・役務、国 | ・構成員においては必要書類とされていないが、必要性についてどのように考えるか。 | |
| | 18 委任状(入札・契約等に関する権限の委任) | ○ | | ① i | ○ | | 物品・役務、滋賀県、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 | | |
| | 登録(許可)証明書等 ※希望する業種の共通化の状況と併せて再度検討 | | | | | | | | |
| | 測量業者登録証明書 | | ○ | ② ii | | ○ | 国、長野県、滋賀県、名古屋市、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 | ・希望する業種の内容によって、必要となる登録証明書等は異なると考えられることから、希望する業種の共通化の状況と併せて再度検討する必要がある。 | |
| | 建築士事務所登録証明書 | | ○ | ② ii | | ○ | | | |
| | 建設コンサルタント登録 ※登録部門が分かるもの | | ○ | ② ii | | ○ | | | |
| | 地質調査業者登録 ※地質調査業者を登録する場合 | | ○ | ② ii | | ○ | | | |
| | 補償コンサルタント登録 ※補償コンサルタントを登録する場合 | | ○ | ② ii | | ○ | | | |
| | 不動産鑑定業者であることを証する書面 ※不動産鑑定業者を登録する場合、又は補償関係コンサルタント業務(不動産鑑定)を希望する場合 | | ○ | ② ii | | ○ | 国、名古屋市、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 | | |
| | 土地家屋調査士であることを証する書面 ※土地家屋調査士を登録する場合 | | ○ | ② ii | | ○ | 国、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 | | |
| 司法書士であることを証する書面 ※司法書士を登録する場合 | | ○ | ② ii | | ○ | 国、名古屋市、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 | | | |
| 計量証明事業者であることを証する書面 ※計量証明事業者を登録する場合 | | ○ | ② ii | | ○ | 国、名古屋市、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 | | | |
| 20 技術者の資格者証 | | ○ | ② ii | | | ○ | 物品・役務、滋賀県 | | ・技術者ごとに資格者証を提出させる場合、事業者の申請に係る負担は大きくなると考えられることを踏まえ、必要性についてどのように考えるか。 |
| 21 技術者名簿 | | ○ | ② ii | | | ○ | 長野県、滋賀県、粕屋町 | ・申請項目において「技術者情報」を設定している場合もある一方で、必要書類として提出を求めている場合もあるが、本書類の必要性についてどのように考えるか。 | |
| | ※業種及び部門別に作成。 | | | | | | | | |
| 22 | 測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し ※測量に登録を希望する場合、2期分提出。 (書類の提出義務) 第五十五条の八 測量業者は、毎事業年度終了の日から三月以内に、当該事業年度の営業経歴書及び当該事業年度に係る第五十五条の三第三号の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。 | | ○ | ② ii | | | ○ | 滋賀県、粕屋町 | |
| 23 | 現況報告書 ※地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントに登録を希望する場合、2期分提出。ただし財務諸表類等は除く。 ※現況報告書の各様式のうち イ(現況報告書(別紙含む))、 ハ(直前1年の事業収入金額)、 ニ(使用人数)、 ホ(登録部門及び技術管理者) ト(財務事項一覧表)を提出。 | | ○ | ② ii | | | ○ | 滋賀県、粕屋町 | |
| 24 | 実績調書 ※希望する業種区分ごとに作成。 | | ○ | ② ii | | | ○ | 滋賀県、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 | ・申請項目として「契約実績情報」を設定している場合もある一方で、必要書類として提出を求めている場合もあるが、本書類の必要性についてどのように考えるか。 |
| 25 | ISO関係登録証(ISO9000シリーズ) | | ○ | ② i | | | ○ | 物品・役務、滋賀県、粕屋町 | |
| 26 | ISO関係登録証(ISO14000シリーズ) | | ○ | ② i | | | ○ | 物品・役務、滋賀県、名古屋市 | |
| 27 | 社会保険の加入状況を確認できる書類 ※社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本店の加入状況が確認できる書類を提出。 (例) ・日本年金機構からの納入告知書 納付書・領収証書 ・健康保険組合からの納入告知書・領収証書 ・納付の猶予(特例)許可通知書 ※健康保険及び厚生年金保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かるものを提出。 | | ○ | ② i | | | ○ | 長野県、盛岡市 | (建設工事等と同様) ・申請項目においては、雇用保険の加入状況も設定しているところ、雇用保険の加入状況を確認できる書類については、物品・役務等の検討において、厚生労働省HPの「労働保険適用事業場検索」から確認できることから、共通・選択必要書類として追加しないこととした。 このことを踏まえ、測量・建設コンサルタント等の場合の必要性についてどのように考えるか。 |

たたき台に抽出しなかった必要書類(独自必要書類となるもの)

| 必要書類 | 理由 | 設定団体 |
|---|---|------------------|
| 1 納税証明書(その2) | (建設工事と同様) ・抽出の要件を満たさなかったため。(物品・役務のみしか採用していないため。) ・なお、国の物品・役務等の入札資格審査においては、納税証明書その3の3を提出し、国の事業の入札に参加・受注していた事業者が、税務申告を行っていなかった事案があったことを踏まえ、令和7年1月の定期申請から、「納税証明書その2」(所得金額の証明)の提出を必須とすることとしている。これを踏まえ、物品・役務等の必要書類においては、選択必要書類として、「納税証明書その2」を追加しているが、建設工事等においても追加する必要があるか。 | 物品・役務 |
| 2 代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) | (建設工事と同様) ・抽出の要件を満たさなかったため。(1団体しか採用していないため。) | 物品・役務 |
| 3 直前々年度決算に係る注記表の写し(個別注記表) | ・抽出の要件を満たさなかったため。(1団体しか採用していないため。) | 滋賀県 |
| 4 組合員名簿(組合のみ) | ・抽出の要件を満たさなかったため。(物品・役務のみしか採用していないため。) | 物品・役務 |
| 5 構成組合員の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※申請者が官公需適格組合の場合 | ・抽出の要件を満たさなかったため。(1団体しか採用していないため。) | 物品・役務 |
| 6 構成組合員の納税証明書(その3の3)(国税) ※申請者が官公需適格組合の場合 | ・抽出の要件を満たさなかったため。(1団体しか採用していないため。) | 物品・役務 |
| 7 構成組合員の納税証明書(その3の2)(国税) ※申請者が官公需適格組合の場合 ※構成組合員が法人の場合 | ・抽出の要件を満たさなかったため。(1団体しか採用していないため。) | 物品・役務 |
| 8 構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税) ※申請者が官公需適格組合の場合 ※構成組合員が個人の場合 | ・抽出の要件を満たさなかったため。(1団体しか採用していないため。) | 物品・役務 |
| 9 構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※申請者が官公需適格組合の場合 | ・抽出の要件を満たさなかったため。(1団体しか採用していないため。) | 物品・役務 |
| 10 構成組合員の財務諸表 ※申請者が官公需適格組合の場合 | ・抽出の要件を満たさなかったため。(1団体しか採用していないため。) | 物品・役務 |
| 11 委任営業所の所在証明書 ※「登記事項証明書」に委任先営業所が記載されていない場合に委任先営業所等の所在が証明できる書類として次のいずれかを提出。 ・「市町村が発行する法人所在証明書」 ・建設業許可申請時の「営業所一覧表」又は「専任技術者一覧表(証明書)」 ・ISO等登録証 ・営業所名、住所の記載のある公共料金支払い領収書、賃貸契約書 | ・抽出の要件を満たさなかったため。(1団体しか採用していないため。) | 山梨県市町村総合事務組合 |
| 13 技術者等経歴書 ※下記の技術者のみで入札参加資格付与の要件を満たそうとする場合、提出。 ・建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けたあと都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験者 ・地質調査登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験者 ・補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた保証業務に関し7年以上の実務経験者 | ・地方公共団体ごとの入札参加資格の要件 [*] に係る必要書類であり、全国的な共通化にはなじまないものと考えられるため。 ※建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントについては、登録の有無に関わらず、営業は自由に行うことができるとされているが、地方公共団体によっては、入札参加資格の要件として登録を必須としている場合がある一方、登録がない場合でも、技術者や実務経験者の有無によって資格を付与できるとした場合がある。 | 長野県、山梨県市町村総合事務組合 |

| 必要書類 | | 理由 | 設定団体 |
|------|--|--|---------------------------|
| 14 | 技術者の常勤性確認書類 ※測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントの場合作成。 | ・抽出の要件を満たさなかったため。(1団体しか採用していないため。) | 滋賀県 |
| | ※法人で役員の場合ア、従業員の場合アとオを提出。 ※個人事業で事業主の場合イとウ、専従者の場合イとエを提出。 従業員の場合、イとオを提出かアとオの提出のいずれかとする。 ※なお、社会保険・雇用保険ともに適用除外となる者は、ア、オに代わり、所得税源泉徴収簿、給与台帳、出勤簿など審査基準日以前6か月超の勤務状況が確認できる書類の写しまたは「厚生年金保険 70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせ」通知の写しを提出。 ア.健康保険証の写し(事業所名記載のものに限る)または健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近受付済みのもの) イ.国民健康保険証の写し ウ.個人事業主の所得税確定申告書(第一表)の写し(個人事業主分のみ、税務署の受付印のあるもの)※電子申請の場合は、「メール詳細」の打出しも添付。 エ.個人事業主の所得税確定申告書(第二表)の写し(必要に応じ、收支内訳書や青色申告決算書等も) オ.雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しまたは雇用保険被保険者証の写し、等(公共職業安定所長発行のもの) | | |
| 15 | 名古屋市エコ事業所認定証 | ・地方公共団体独自の制度であり、全国的な共通化にはなじまないと考えられるため。 | 名古屋市 |
| 16 | 名古屋市障害者雇用促進企業認定通知書 | ・地方公共団体独自の制度であり、全国的な共通化にはなじまないと考えられるため。 | 名古屋市 |
| 17 | 名古屋子育て支援企業 認定通知書 | ・地方公共団体独自の制度であり、全国的な共通化にはなじまないと考えられるため。 | 名古屋市 |
| 18 | 住民票 | ・抽出の要件を満たさなかったため。(1団体しか採用していないため。) | GovTech東京 |
| | ※法人で代表者名をアルファベット表記により申請する場合及び個人で商号を用いないで営業している外国籍の場合に提出。 | | |
| 19 | 印鑑証明書 | ・申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないものと考えられるため。 | 名古屋市、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 |
| 20 | 使用印鑑届 | ・申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないものと考えられるため。 | 名古屋市、盛岡市、粕屋町、山梨県市町村総合事務組合 |
| 21 | 県内営業所の写真(内観、外観) | ・営業所の実態については、登記事項証明書や納税証明書等の他の書類から確認できると考えられるため。 | 滋賀県 |